お客さま各位

「未利用口座管理手数料」の対象範囲変更に伴う預金規定改定のお知らせ

平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当金庫では、令和4年1月1日以降に開設された普通預金口座および貯蓄預金口座に対して、「未利用口座管理手数料」を適用させていただいておりますが、長期間利用されていない口座が不正利用されることによる被害を防止するため、令和3年12月31日以前に開設された口座につきましても本手数料の適用対象とします。

つきましては、下記のとおり預金規定を改定しますのでお知らせいたします。

記

1. 預金規定の改定

- (1) 対象預金規定
 - ①普通預金規定 (無利息普通預金を含みます。)
 - ②総合口座規定
 - ③貯蓄預金規定
- (2) 改定内容(普通預金規定の場合)

総合口座規定、貯蓄預金規定も同様の改定となります。

現行	改定後
17. 手数料の取扱について	17. 手数料の取扱について
(1)未利用口座管理手数料	(1)未利用口座管理手数料
① 令和4年1月1日以降に開設した	① <u>(削除)</u> 当金庫ホームページ等で
<u>預金口座は、</u> 当金庫ホームページ等	別途表示する一定の期間、利息決
で別途表示する一定の期間、利息決	算以外の預入れまたは本項にか
算以外の預入れまたは本項にかか	かる手数料以外の払戻しがない
る手数料以外の払戻しがない場合	場合は、未利用口座となります。
は、未利用口座となります。	

(3) 改定日

令和5年10月1日

以 上

地元とともに

